

平成28年12月 5 日提出

あらたに生じた土地の確認について

熊本市の区域内に、公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地が生じたことを確認する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市西区河内町河内字鵜通洞1465の3及び1465の2地先並びに字宮ノ上1454の74、1454の39、1454の71、1454の79、1454の75、1454の80、1454の82、1454の85、1454の87、1454の89、1454の90及び1454の10地先並びに1454の10に隣接する昭和61年4月21日付け熊本県指令河第2号の免許に係る埋立地地先公有水面埋立地

6, 514. 28平方メートル

(提出理由)

市の区域内にあらたに生じた土地を確認するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

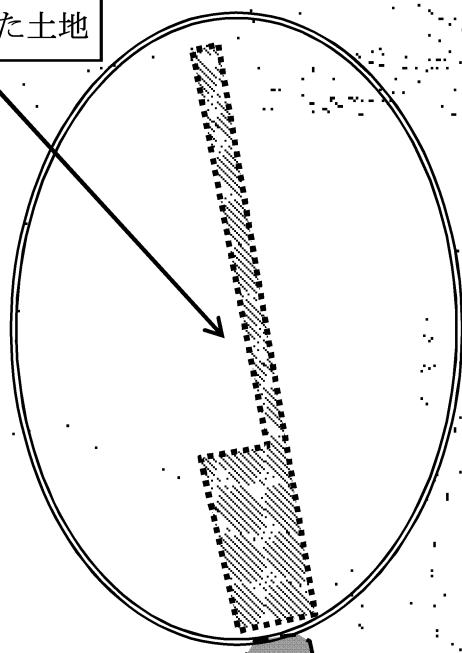
これが、この議案を提出する理由である。

土地位置図（西区河内町河内字鵜通洞等地先）



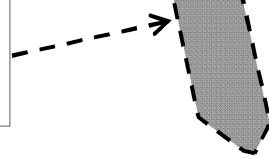
あらたに生じた土地

河内町河内
字鵜通洞



河内町河内
字宮ノ上

昭和61年4月21日付け
熊本県指令河第2号の
免許に係る埋立地



字迫

塩屋漁港

国道501号線

字白岩

字塩屋

字囟（西区河内町河内字鵜通洞等地先）

